静岡大学教育学部附属教育実践総合センター

研究紀要編集規程

１　静岡大学教育学部附属教育実践総合センターの研究紀要は、原則として年１回発行する。

２　編集はセンター紀要編集委員会があたり、その事務はセンターで行う。センター紀要編集委員会は、センター企画実施委員会内に組織し、企画実施委員が兼任する。センター紀要編集委員会に委員長を置く。委員長はセンター長が務める。

３　投稿原稿は、論文もしくは教育実践報告とする。投稿は別に定める投稿規程によるものとする。

４　原稿の査読は執筆者名を伏せて行うとともに、種類に応じて以下のとおりとする。

(1)論文の原稿は、編集委員会が指名する査読者による査読を行い、次のいずれかに評価する。

Ａ 採録（修正指摘なし）

Ｂ 採録（修正指摘あり、再査読なし）

Ｃ 修正のうえ再査読

Ｄ 採録不可

　　査読結果がＤの場合には、編集委員会は、別の査読適任者（第二査読者）を選定し、査読を依頼する。第二査読者もＤの場合には掲載不可とする。

　　査読者の査読結果が採録（Ａ･Ｂ）に至るまでやりとりを行う。但し、改稿の回数は２回までとする。２回の改稿を経て採録（Ａ･Ｂ）に至らない場合には、今年度版の掲載不可とする。この場合も、改稿により４月末まで受け付け、次回に掲載することが可能である。

　(2)教育実践報告の原稿は、編集委員会が指名する査読者による査読を行い、次のいずれかに評価する。

　　　Ａ 採録（修正指摘なし）

　　　Ｂ 採録（修正指摘あり、再査読なし）

　　　Ｃ 採録不可

査読結果がＣの場合には、編集委員会は、別の査読適任者（第二査読者）を選定し、査読を依頼する。第二査読者もＣの場合には掲載不可とする。

５　上記審査に基づき、編集委員会が掲載の可否を決定する。なお、受理日は掲載可となった日とする。

６　校正は執筆者が行い、原則として初校のみとする。

７　掲載順序は、受理した順とする。

附則

　　　この規程は、令和４年６月２３日から施行する。